

近畿圏整備法をめぐる諸問題

大阪大学経済学部教授 経 博 木 下 和 夫

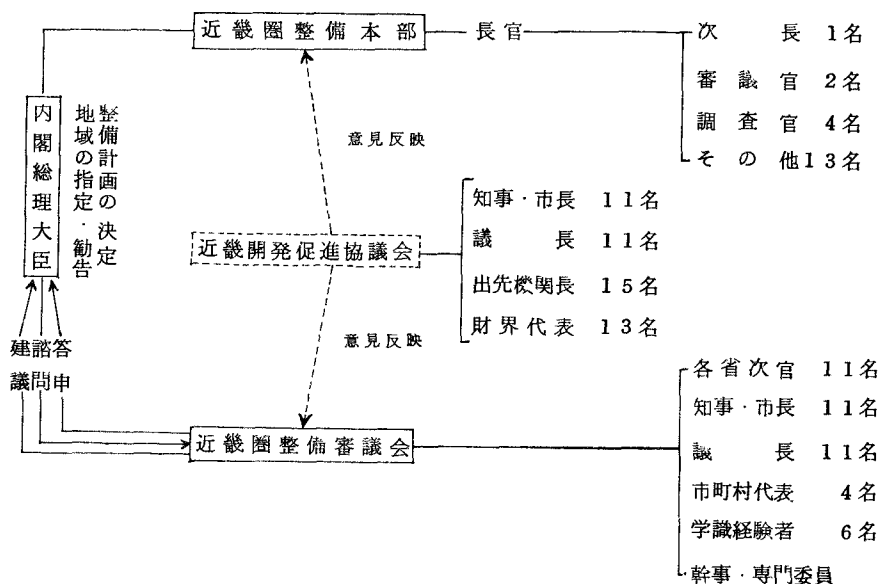
I 沿 革

昭和34年5月、近畿2府4県知事会議で「近畿は一つ」の標語が作られ、昭和35年12月近畿開発促進協議会の発足、昭和37年3月法案提出見送り、同年6月国連の阪神都市圏調査団の報告書提出、7月近畿総合部会の発足以来、昭和38年7月10日近畿圏整備法の公布施行に至るまでの経緯

II 機 構

(1) 国家行政組織法第8条による審議会方式

(2) 近畿圏整備本部、審議会、近発の関係



(3) 整備計画策定と事業計画決定

区域指定	既成都市区域 (近畿の核)
	近郊整備区域 (過密地域の分散)
	都市開発区域 (工業・住宅都市)
保全区域	(文化財・観光資源)

Ⅲ 行政機構と財政問題

- (イ) 府県合併論・阪神都構想との関係
- (ロ) 事粉組合・連絡協議会方式と公社・公団方式
- (ハ) 財政資金の調達と民間資金の導入

Ⅳ 結び－当面の諸問題

- (イ) 四重点事業
 - (i) 交通体系の整備（道路・港湾・鉄道）
 - (ii) 水資源の保全と開発（淀川大台ヶ原水系）
 - (iii) 土地の計画利用（工業地域住宅団地）
 - (iv) 文化・観光（京都、奈良、吉野、熊野）
- (ロ) 首都圏整備との比較
- (ハ) 残された問題